

## IFRSをめぐる動向 第15回 連結会計〈開示の拡充〉(2010年8月までの動向)

### 1. はじめに

本連載は、主にIASB及びFASB月次合同会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は第3回「連結会計」([No.2960](#))、第6回「連結会計(組成された企業)」([No.2966](#))及び第9回「連結会計(投資会社の例外)」([No.2972](#))に引き続き、連結に関するプロジェクトの動向について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### 2. 連結プロジェクトの経緯

連結会計は、2003年6月にIASBのアジェンダに加えられ、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」(以下、「IAS第27号」)及びSIC第12号「連結—特別目的事業体」(以下、「SIC第12号」)の置き換え、すべての事業体に適用可能な支配モデルの設定並びに連結及び非連結企業に関する開示の改善を目的としてプロジェクトが開始されました。そして、2008年12月に公開草案第10号「連結財務諸表」(以下、「ED10」)が公表され、現在、最終基準の策定に向けてIASB及びFASBの両審議会が合同で討議を行っています(本稿では、以下、「企業」は「事業体」と同義として使用するものとする)。

ED10では、支配について「報告企業が、自らのためにリターンを生み出すように他の企業の活動を指図するパワーを有している場合、当該報告企業は他の企業を支配している」と定義しており、当該定義は、ED10公表後のIASB及びFASBの会議においても仮決定されています。今回は、ED10のもう一つの柱である開示の拡充について、2010年8月までの議論を紹介します。

### 3. 連結財務諸表における開示原則

ED10では、その目的として、支配モデルの統一とともに、連結及び非連結企業に関する開示の拡充を掲げています。特に、連結企業に対する非支配持分の影響や、世界的な金融危機によって注目されることとなった、報告企業の関与する組成された企業(structured entity)のリスクなどについて開示に改善が求められたことから、ED10では、非連結のオフバランスの情報の開示について提案しました。

この提案について、2010年6月のIASB及びFASBの合同会議では、報告企業は、財務諸表利用者が親会社に帰属するキャッシュ・フローや利益を識別するために必要な情報を理解できるように開示しなければならないとして、以下の開示原則が仮決定されました。

**(1) 報告企業が他の企業を支配しているかどうかの決定、及び組成された企業への関与の決定に対して報告企業が行った重要な判断及び前提(及びそれらの変更)**

当該情報は、財務諸表利用者の連結グループ構成についての理解を助けるとともに、財務諸表利用者が、将来において報告企業が当該組成された企業の連結を求められる可能性について評価する際に役立つとしています。

## (2)非支配持分の連結グループ企業の活動への関与

当該情報は、親会社の株主に配分される将来の損益及びキャッシュ・フローを見積もるために必要となる連結グループ企業の損益、キャッシュ・フロー及び純資産に対する非支配持分についての財務諸表利用者の理解を助けるものとしています。

## (3)連結グループ企業内で資産又は負債が保有されている結果として制限が生じる場合の、被連結企業の資産へのアクセス及び利用、並びに負債の決済に係る報告企業的能力に対する制限への影響

当該情報は、報告企業の連結グループ企業の資産へのアクセス及び利用、又は負債を決済する能力に影響する他の当事者の権利についての財務諸表利用者の理解を助けるものとしています。

## (4)報告企業の連結された組成された企業に対する支配、もしくは非連結の組成された企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動

当該情報は、財務諸表利用者に連結グループ企業のリスク・エクスポージャーについての十分な理解をもたらすとしています。

前述(1)のうち、報告企業が他の企業を支配しているかどうかの決定に際して行った重要な判断及び前提についての開示は、当該企業が連結されているか、又は組成された企業であるかにかかわらず、開示が求められます。その他の開示要求事項と開示対象企業を整理すると以下の **図表1** のとおりとなります。

〈図表1〉		
	連結	非連結
組成された企業以外	(2)連結グループ企業の活動への非支配持分の関与 (3)連結に含まれる資産及び負債に係る制限	—
組成された企業	(1)報告企業の組成された企業への関与 (2)連結グループ企業の活動への非支配持分の関与	(1)報告企業の組成された企業への関与 (4)報告企業の非連結の組成された企

	<p>(3) 連結に含まれる資産及び負債に係る制限</p> <p>(4) 報告企業の連結された組成された企業に対する支配に関連するリスクの性質及びその変動</p>	<p>業への関与に関するリスクの性質及びその変動</p>
--	---	------------------------------

#### 4. 非支配持分の連結グループ企業の活動への関与の開示

上記3. で示した開示原則に準拠するために、報告企業にとって個別に重要である非支配持分を有する子会社に関して、2010年7月のIASBの会議では以下の事項の開示を求める仮決定がなされました。

- ① 子会社の名称
- ② 設立国又は所在国
- ③ 非支配持分への当期純利益の配分方法、及び所有持分に比例する配分と異なる場合には、非支配持分によって保有されている議決権の比率
- ④ 要約財務諸表

#### 5. 報告企業の組成された企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動の開示

##### (1) 報告企業の組成された企業への関与に関する開示範囲の拡大

金融危機下において、財務諸表利用者と規制当局は、組成された企業を通じて行われる報告企業の投資と証券化活動に関する開示の不足について懸念を表明してきました。そこで、この懸念を受けて、IASBは、ED10において報告企業が設立した又はスポンサーとなっているものの支配していない組成された企業への関与に関するリスクについて開示規定を盛り込みました。

これに関し、ED10に対するコメントの検討過程において、理事から当該開示について「同様のリスクはすべての企業への関与から生じる可能性があるにもかかわらず、なぜ組成された企業の場合だけに開示が求められるのか」という疑問が呈されたことを受けて、2010年7月のIASBの会議において開示の範囲について検討し、以下を確認しました。

- ① 報告企業が組成された企業への関与によって生じるリスクの性質及びその変動に関する情報を開示する。
- ② 報告企業の組成された企業への関与については、組成された企業のリターンの変動性に報告企業がさらされている場合には、契約があるもののみならず、契約のないものも対象に含める。

##### (2) 報告企業が組成された企業の発起人となるリスクの開示

報告企業が発起人となって組成された企業を設立した場合、報告日時時点で継続的な関与がないにもかかわらず、報告企業がリスクにさらされていることが、金融危機によって注目されるようになりました。このリスクは、「風評リスク」と呼ばれ、契約上又は推定的債務がないにもかかわらず非連結の組成された企業に対し支援を行う黙示的義務を意味します。ED10では、当該リスクは経営者の意図によって影響を受けるため、これを連結の基礎とすることはED10で提案されている支配モデルと首尾一貫しないとして、連結の基礎にはならないとする一方で、報告企業が契約上又は推定的債務がないにもかかわらず非連結の組成された企業に対し支援を行った場合にはその旨を開示するよう求めました。

これについて、2010年7月のIASBの会議において、具体的な開示内容として以下が仮決定されました。

①報告企業は、自らが発起人となった非連結の組成された企業で、報告日時時点で継続的関与を有しないものに対して、以下を開示しなければならない。

- ・発起人となった組成された企業からの報告期間における収益
- ・報告企業が報告期間に当該組成された企業に譲渡した資産の譲渡時の帳簿価額

なお、上記開示にあたっては、他の様式がより適切である場合を除き、活動を適切なカテゴリー（組成された企業のタイプ又は報告企業を異なるリスクにさらす資産）に分けて表形式で開示することが必要とされています。

②報告企業は、組成された企業の発起人となるかどうかの意思決定に関する方針の説明

## 6. 投資会社に係る開示

2010年2月の合同会議では、投資会社の支配している企業に対する投資については、連結除外とし、公正価値で測定することが仮決定されました。また、これと同時に、連結子会社に関する開示とは別に、自社が支配する投資先（公正価値で測定）に関して追加的な開示を要求することについても仮決定されました。その後、2010年5月の合同会議において、投資家が投資会社と被投資会社の関係を理解し、当該投資に関する潜在的影響を把握する上で有用であるとして、具体的に投資会社に以下の開示を求める仮決定がなされました。

①支配している投資先に、従前は契約上要求されていなかった財務的な援助又はその他の援助を提供しているかどうか

②支配している投資先がその資金を投資会社に送金する能力に関して、著しい制限がある場合には、その内容と程度

このほか、投資会社には、支配している投資先に関する要約財務情報の開示を求めないことも仮決定されました。

さらに、2010年6月の合同会議では、現在の米国会計基準で求められている財務ハイライト表の開示について、既存のIFRS第7号「金融商品—開示」に追加するかどうかを検討されました。そこでは、当該情報は、財務諸表利用者が投資会社の業績を判断する上で必要な情報であり、ある一定期間の投資の公正価値の変動と照合するために有用であること、そして、投資会社の経営者に内部的に報告されている内容と整合しており、当該情報を開示することによる企業の追加的なコスト負担はほとんど発生しないと考えられることを理由に、IASBは、1株当たり投資損益、1株当たり実現損益及び未実現損益、株主への配当、購入プレミアム、償還手数料、関係会社による支払、費用対純投資収入比率、リターン総計、資本コミットメントを含めた財務ハイライト表の開示を求めるよう仮決定しました。

## 7. 今後の予定

IASBは、7月までの会議によって、ED10に対して寄せられたコメントについての検討は終了したとしています。

2010年7月1日に更新されたIASBのプロジェクト計画表(IASB work plan-projected timetable)では、非連結SPE及び組成された企業の開示に関する基準書を2010年第4四半期に公表する予定となっています。

この文中の仮決定等は全てIASBのホームページ上で公表された情報に基づくものですが、今後のIASB及びFASBの審議内容によっては、最終基準において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。